

用語解説

行	用語	解説
あ	秋川産材利活用 検討委員会 (P.27)	秋川木材協同組合、あきる野林業協議会、識見を有するもの、素材生産者、東京都、市で組織し、循環型の森林整備、林業及び木材産業の活性化を目指して、秋川産材の利用拡大に向けた取組について検討を行った。検討結果は秋川産材利用促進検討報告書（平成 21 年（2009 年）2 月）にまとめられ、多摩産材モデルハウスの建築の実現などに至っている。
か	カーボン・ オフセット (P.3,22,25,27,56)	削減努力を行っても日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量について、他の場所で実現した排出削減・吸収量等を購入したり、排出削減・吸収を実現する活動への参加や投資などによって、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。環境省の指針（平成 20 年（2008 年）2 月）では、その削減・吸収量の確実性、持続性が確保されていることも条件としている。
	カーボン・ クレジット (P.21)	先進国間で取引可能な CO ₂ 排出削減・吸収量、又は国内でのカーボン・オフセットに用いることができる CO ₂ 排出削減・吸収量のことである。ここでは後者を指す。
	河岸段丘 (P.9)	河川の中・下流域の流路に沿って、地殻変動や河川の浸食により形成される平らな面と急な崖とが交互に階段状に連なっている地形のこと。
	拡大造林 (P.7,8,54)	おもに広葉樹からなる森林を伐採した跡地や原野などを針葉樹中心の人工林（育成林）に置き換えること。 昭和 20～昭和 30 年代の日本の戦後復興に際し、木材が不足し、その価格が高騰を続けたことから、当時の政府により、造林を急速に行うための拡大造林政策がとられ、里山の雑木林や奥山の天然林などを伐採し、スギなどの成長が比較的早く、経済的に価値の高い人工林に置き換えた。
下層植生 (P.7,17,22,32)	森林において上木に対する下木（低木）及び草本類からなる植物集団のまとまりのこと。下層植生は、雨滴からの地表面の保護や根による土壌の保持といった重要な役割を担う。	

行	用語	解説
か	企業の森 (P.3,13,16,22,25,37)	企業や団体がCSR(69頁参照)や社会・環境貢献活動、地域との交流活動の一環として、森林環境保全に様々なかたちで取り組む事業の総称である。東京都では、多摩地域の森林をフィールドとし、企業・団体、森林所有者、(財)東京都農林水産振興財団の三者で森林管理に関する森林整備協定を締結し、企業や団体の協賛により「花粉の少ない森づくり」を進めている。
	洪積台地 (P.9)	更新世(洪積世:約200万年前~約1万年前)に形成された平坦面が、その後隆起したことで形成された扇状地や三角州、台地の総称のこと。
さ	里山 (P.1,2,3,7,11,15,16,17,28,40,41,46,47,52,53)	環境省の定義では、集落を取り巻く二次林(雑木林)のみを指すが、この構想では、集落の近くにおいて、燃料の薪(薪炭用木材)伐りや落ち葉を利用した堆肥づくり、山菜とりなど、地域住民の暮らしと密接に結びついた雑木林や田畑、水路などがある環境、そこでの生活文化も含めて里山という。
	山岳耐久レース (P.24)	奥多摩の主要な尾根を巡り、最長で71.5kmのコースを縦走する国内最高峰のトレイルランニングレース(山岳路をランニングで駆け抜ける競技)をいう。世界的クライマーである長谷川恒男氏の業績を讃え、大会の象徴として長谷川恒男CUPが設けられている。あきる野市も特別後援している。
	財産区(特別地方公共団体) (P.54)	市町村合併の際に旧市町村が所有・管理していた土地や財産を新市町村に引き継がずに、旧市町村の地域で管理・処分するために設置される行政組織で、地方自治法に規定されている。旧市町村の消滅後も、入会地等の登記名義を継続して所持することがある。財産区の構成員は、合併後の転入者も含む区域内のすべての住民である。財産区の財産の管理運用に当たる管理会委員は、公職選挙法の規定が準用され、区域内に住む全区民の投票によって選ばれることになっている。(財産区の財産の管理運用のため、区議会が設けられている場合は、管理会委員は区議会議員となる。)
	資源循環 (P.3,12)	一度使用した資源について、再度使用する、かたちを変えて使用する、再度資源とするなど、一つの資源を様々な段階、様々な方法で利用していくこと。里山を例とすると、雑木林で薪を伐り、薪を燃やしてできた灰を肥料として田畑を維持する、山の管理の一環による落ち葉かきや下草刈りなどで得られる落葉や下草は堆肥として田畑にまくなど、里山の暮らしの中で得られた資源を段階に応じて様々な方法で利用することを示す。暮らしや農業を支えた里山は、循環型社会のモデルの一つと言える。

行	用語	解説
さ	ジオパーク (P.63)	地質や地形など地球活動を示す貴重な特徴を持つ地域を含む自然公園のこと。平成 21 年（2009 年）10 月現在、日本には 11 地域の日本ジオパークが日本ジオパーク委員会によって認定されている。また、ユネスコの支援を受けて平成 16 年（2004 年）に設立された世界ジオパークネットワークにより、世界各国でジオパークの取組が推進されており、日本では、洞爺湖・有珠山（北海道）、糸魚川（新潟県）、島原半島（長崎県）の 3 か所が世界ジオパークとして認定されている。
	自然林 (P.8)	人が手を加えていない森林のこと。日本の自然林は、太古の昔から森林が利用されてきた歴史に加えて、戦後の伐採・植林などにより、その数が大幅に減少した。
	集約化 (P.56)	複数の森林所有者が隣接する林地をとりまとめ、一体的に施業を行うこと。
	針広混交林 (P.11,12,22,32)	針葉樹と広葉樹が混じりあった森林のことで、人工林における生物多様性の保全、水源かん養機能や土砂災害防止機能の向上などが期待される。
	森林境界 (P.14,27,54)	ここでは、所有者ごとの土地（区画）の境の意味である。法律（不動産登記法 35 条）により、一区画（一筆の土地）ごとに「地番」を付すことが定められているが、相続による森林所有者の世代交代や不在地主の増加などにより、この森林（土地）の境が明確でない、不明であるなどの状況が発生している。
	森林計画対象面積 (P.7)	「あきる野市森林整備計画」（平成 19 年（2007 年）3 月変更）の対象となる森林の面積を示す。
	森林再生事業 (P.13)	多摩地域の「水土保持林」に該当するスギ・ヒノキ人工林で、手入れが遅れている森林を対象に、森林の機能回復のため、東京都と所有者の協定のもと、間伐や強度の枝打ちを東京都が代行する事業のこと。
	森林資源 (P.18,22)	ここでは、森林法に基づく森林における立木を指す。人工林・天然林に限らず、主に木材利用の対象となるものを意味する。
森林施業プランナー (P.27)	低コストで効率的な集約化施業を進めるために、森林の現況に即した施業の方針や施業及び木材販売の事業収支を示した施業提案書を作成し、それを森林所有者に提示して合意形成する「提案型集約化施業」を実施するための知識・技術・説明能力等を有する森林・林業技術者のこと。 平成 19 年度（2007 年度）から、林野庁が育成を進めている。	

行	用語	解説
な	森林セラピー (P.3,25)	森の持つ“癒し”の効果を活かし、心と身体の健康やリハビリテーションなどに役立てる取組のこと。
	森林認証 (P.27,56)	森林が持続可能な方法で保育・管理されているかを、第三者機関が一定の基準に照らし合わせて評価・認証する制度のこと。
	水源かん養 (P.2,7,12,21,23,32,35,37)	森林の土壌が、雨水を浸・貯留し（保水機能）、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
	水道水源林 (P.34,35)	水道水の安定した確保などのため、水源かん養を目的に管理している森林のこと。
	生態系 (P.11,21,26)	あるまとまった地域に生育・生息する植物・動物・微生物などのすべての生物と、その生育・生息に関与する大気・水・土壌・光などの無機的環境からなる、一つの物質やエネルギー循環の系のこと。自然を構成する要素が、それぞれに他と関係し合ってまとまっている一つの系とみなす考え方によるもの。
	生物多様性 (P.2,3,7,17,21,23,32,37,55,63)	地球上での生物の多様さとその生息環境の多様さを表し、その保全は、人間が生存していく上で不可欠な生存基盤としても重要である。 「生物多様性条約」に基づき、わが国でも「生物多様性国家戦略」（平成19年（2007年）3月：第三次計画）が定められ、①遺伝子の多様性、②種の多様性、③生態系の多様性の3つのレベルでの多様性の保全が進められている。
た	多面的機能 (P.2,17,22,23,25,27,32,54,55,63)	森の有する様々な機能の総称のこと。森には、木材生産機能をはじめ、湧水や洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養機能、きれいな空気をつくとともに気候を安定させる大気浄化・気候緩和機能、様々な生物のすみかとして命を育む生物多様性保全機能、山の土壌を守り、山地災害を防止する土砂災害防止・土壌保全機能、二酸化炭素の吸収・貯蔵や騒音防止などの生活環境保全機能、レクリエーションの場や教育の場の提供などの保健文化機能など、非常に多くの機能がある。
	地球温暖化 (P.3,17,21,23,55,63)	人類の化石燃料の消費に伴う二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの増加によって、地球の平均気温が上昇する現象のこと。異常気象や海面上昇をはじめ、生態系や食糧生産、人の健康にまで影響が及ぶとされる。

行	用語	解説
た	長伐期施業 (P.22)	標準伐期齢の概ね2倍に相当する林齢で伐採する施業のこと。これにより、大径材(太い木)が生産されることから、高収入が得られる。また、森林の生態系が長期にわたり安定的に維持されるという特徴がある。
	天然生林施業 (P.12)	学術研究のためなど特別な場合を除いて伐採を行わず、主として天然の力を活用することにより、自然の推移にゆだねて森林を維持造成する施業のこと。
な	二次林 (P.8)	その土地本来の自然植生が、伐採や風水害、山火事などによって破壊された後に発達した森林のこと。
は	標準伐期齢 (P.14)	市町村森林整備計画に定められており、標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いるもの(その林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない)。
	風致形成 (P.23)	自然の趣きや味わいを風致といい、その形成を図ることをいう。
	複層林 (P.12)	木の年齢(樹齢)、樹高の異なる樹木で構成された森林のこと。
	腐植 (P.17)	朽木や落葉・落枝が林地の地表部に堆積し、バクテリアや土壤動物などにより分解されてできた土状のもの。腐葉土、有機質土ともいう。
	仏像構造線 (P.48)	日本の南西部において北東から南西の方向に連なる断層である。犬吠埼(いぬぼうさき)付近に始まり、南西日本を縦断し南西諸島にまで続いている。
	分収林 (P.13)	土地所有者、造林・保育を行う者、育林の費用負担者の3者又はいずれかの2者であらかじめ約束した割合をもって伐採収益を分配する契約がなされている森林のこと。
	保育 (P.12,14,16,32)	林木の健全な育成のために行う下刈り・つる切り、除伐、枝打ち、間伐等の作業のこと。
	萌芽更新 (P.15,17)	主に雑木林などで行われる管理手法の一つで、クヌギやコナラなどの伐採後、切り株や根から伸びてくる新しい芽(「萌芽」もしくは「ひこばえ」と呼ぶ)を育てること。適切な管理をして、15~20年後に再び伐採を繰り返すことで雑木林を維持する。老木(40年以上)より若木(20年~30年以下)の方が活発な萌芽が期待できる。

行	用語	解説
ま	木質バイオマス (P.16, 22) /木質バイオマス エネルギー (P.27,56)	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いた「バイオマス」のうち、木に由来するものをいう。木材等マテリアル利用のほか、直接燃焼による発電やアルコール発酵、メタン発酵による燃料化などのエネルギー利用などがある。エネルギー源として用いるとき、これを「木質バイオマスエネルギー」という。
や	谷津田 (P.52)	谷地にある水気の多い湿田のことで、「谷地田」又は「谷戸田」ともいう。農作業の担い手不足、高齢化などにより荒廃し原野化したり、開発などにより消滅するものも多い。 谷津田は、隣接する林地と合わせ、多様な種の植物の生育、昆虫や小動物の生息に適した環境であり、豊かな生態系が形成されている。
ら	林相転換 (P.22)	針葉樹林、広葉樹林、針広混交林といった森林の様相（林相）を、樹種の植え替えにより変えること。
	林齢の平準化 (P.27)	森林の林齢構成や資源量を均等な構成に近づけること。このことにより、安定的で継続的な木材生産等につながる。
C	CSR（企業の社会的責任） (P.3)	企業は社会的な存在であることから、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方を示す。企業には、環境保護、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についての責任も問われているとされ、環境保全活動などの社会貢献活動に積極的に取り組む企業が増えている。